

2020年5月11日

第2回臨時会 質疑／中西智子

■第50号議案 令和2年度(2020年度)箕面市一般会計補正予算(第4号)

無所属の中西智子です。

第50号議案 令和2年度(2020年度)箕面市一般会計補正予算(第4号)について、簡潔に質疑します。

この補正予算は市独自の生活支援策として、約10億7300万円が計上されています。「上下水道料金基本料金の減免」、「テイクアウトクーポン券1人1000円分の配布」は全世帯・全市民が対象となり、さらに0歳から18歳の子ども、19歳から64歳までの障害者を対象に月額1万円が、非常事態宣言が終息した翌月まで給付されるという内容です。

なお月額1万円の現金給付も含めて、所得制限は一切設けないとされています。

では1点目の質問です。

障害者への支援金は約5300万円が予算計上されていますが、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している19歳から64歳の市民というふうに年齢制限が設けられています。

そこで65歳以上には支給しない理由に関して伺います。

市は8日の議案説明会時において、65歳からは年金が受給できるとともに、コロナの影響はうけていないから、という説明でした。

まず、影響を受けていない、との判断について、現場や当事者の声をどれくらい聴かれたのでしょうか。ご答弁をお願いします。

19歳から64歳までの障害者のうち、就労されている人もあれば、就労されていない人もあるかと思います。また65歳以上でも就労されている方はいらっしゃいます。そういった状況については把握されているのでしょうか。

か。

なお 65 歳以上の障害手帳の所持者数はどれくらいでしょうか。

65 歳になれば障害年金か老齢年金か、いずれかの受給を選択することになりますが、65 歳から収入増になるとは、必ずしも言えないと考えますがいかがでしょうか。

またどちらかといえば、多くの障害者は 65 歳からは総合支援法から介護保険制度に移行するため、サービス料が 1 割負担となり出費がかさみます。また就労ができなくなる場合は、ご本人の生活困窮がさらに増すであろうと考えられます。

現に、マスクを入手するために高額な出費になった。ホームヘルパーさんに食事を作ってもらうことができなくなり、出来合いのものを購入しているので食費代がかさんでいる。というような声を聴いています。年齢に関係なく、影響を受けているのではないのでしょうか。なお、一般的に障害者が受けとっている年金額は決して多くありません。コロナでさらに厳しい生活を余儀なくされているのではないのでしょうか。

とりわけこの生活支援給付は、収入に関係なく支援する、という位置づけなのですから、障害者に対して年齢で区切るのではなく、平等に支援対象とするべきではないのでしょうか。

以上のことを踏まえて、高齢の障害者市民を支援対象から外すことにした合理性のある理由について説明を求めます。

〈答弁〉

答 弁 者 健康福祉部長

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

まず、1 点目の「影響を受けていないとの判断について、現場や当事者の声をどれくらい聴いたのかについて」ですが、老齢基礎年金・障害基礎年金の受給額は新型コロナウイルスによる減額はされておらず、収入に関しての影響は受けていないことから判断したものです。

次に、「就労状況について」ですが、障害者手帳を所持されている個々人の就労状況は、把握していません。

次に、「65歳以上の障害者手帳の所持者数について」ですが、平成31年4月1日時点で約3千人です。

次に、「年金種別の選択により65歳から収入増になるとは、必ずしも言えないと考えるがについて」ですが、収入に関して影響していないとの判断は、年金受給者がコロナの影響によって受給額が減少していない状況であり、年齢ではなく、コロナによる収入への影響で判断したものです。

次に、「年齢に関係なくコロナの影響を受けているのではないかについて」ですが、外出の自粛要請等の影響を受けており、厳しい生活を余儀なくされているのは、「年齢に関係はない」と認識していますが、先ほどご答弁いたしましたとおり、コロナによる年金受給額は減額されていないため、収入への影響はないものと考えています。

次に、「障害者に対して年齢で区切るのではなく、平等に支援対象とするべきではないかについて」も、先ほどもご答弁いたしましたとおり、年齢ではなく、コロナによる収入への影響で今回判断したものです。

2点目に、国の給付金制度である定額給付金・10万円は特例として非課税になっていますが、市の月額1万円の生活支援金について、課税対象の有無等、どのような扱いになるのでしょうか。

〈答弁〉

次に、2点目の「市の月額1万円の生活支援金に対する課税の有無について」ですが、令和2年5月1日付け国通知によりますと、所得税の課税対象とならない給付金として、資産に加えられた損害に対する賠償金・相当の見舞金、例えば小学校等の休業に伴い余儀なくされた追加支出に対する支払いを目的と

するもの、心身に加えられた損害に対する賠償金・相当の見舞金、例えば感染者等が受けた精神的苦痛に対する支払いを目的とするものが列挙されており、市の月額1万円の生活支援金についてはこれらにあたるため、非課税になります。

3点目に、生活保護受給者の収入認定については、どのような扱いになるのでしょうか。

〈答弁〉

次に、3点目の「生活保護受給者の収入認定について」ですが、令和2年5月1日付け国通知によりますと、子育て世帯、ひとり親世帯、障害者、高齢者等の福祉の増進を図るため、地方公共団体又はその長が支給する金銭という趣旨・目的であれば、8千円の範囲内につき、収入として認定しないこととされており、額の範囲について、これによりがたい場合は、厚生労働大臣に情報提供することとされているため、本市としては、厚生労働大臣に情報提供した上で収入認定しない方針です。

4点目に、これらの支援策は緊急事態宣言が終息した翌月まで毎月支給されることになっていますが、例えば一旦終息しても、秋など何カ月か後に再度宣言が発出された場合には、復活すると考えてもよいのでしょうか。

以上、真摯なご答弁をお願いいたします。

次に、4点目の「再度の緊急事態宣言が発出された場合の支援策について」ですが、今般の4つの生活支援策については、5月4日の緊急事態宣言の延長を受けて、外出自粛等によって市民が深刻な影響を被っている状況を踏まえ、全世帯及び特に負担のかかる子ども・障害者のいる世帯を対象として、緊急事態

宣言終結の翌月までの間、月単位で継続的に実施することとしています。

今後、緊急事態宣言が一旦解除された後、再度緊急事態宣言が発出された場合については、その時点での国、大阪府による支援策や市の財政状況等を踏まえ、市としての支援策を検討していきたいと考えています。

以上、ご答弁いたします。

<再質問>

ご答弁ありがとうございました。

1 点目の質問に対して、「老齢基礎年金・障害基礎年金の受給額は新型コロナウイルスによる減額はされておらず、収入に関しての影響は受けていないことから判断したもの」とのご答弁でした。しかし、繰り返しになりますが、65歳以上の方々の収入源は年金だけとは限りません。いえ、年金だけではほとんどの方は生活していけない、というのが実情であると当事者の方々からも伺っています。市は「就労状況は把握していない」とのことですので、ご存知ないのかもしれませんが。しかし何度も「年齢ではなく、コロナの影響で判断した」とご答弁していただきました。65歳以上であっても、たとえば視覚障害者の方は、鍼灸師やマッサージ師として働いておられる方が多いですが、このコロナの影響をまともに受けて収入は激減しています。休業補償の対象にもならず、精神的にも経済的にも追い詰められた状況にある66歳の当事者の声が、5月9日付けの西日本新聞の朝刊にも掲載されています。他にも就労継続支援事業などで収入を得ているケースもあります。

「年齢ではなく、コロナによる収入への影響で判断した」というのなら、65歳で一線を引くのは矛盾しています。65歳以上の障害者市民もコロナの影響を受けている現実を踏まえて、あらためて、ご答弁を求めます。

<答弁>

ただいまの中西議員さんの再度のご質問に対しまして、ご答弁いたします。

「年金以外の収入が減少した65歳以上も対象にすべきではないのかについて」ですが、今回のコロナの影響は、例えば、職場の経営が危機的状況で従業員を雇い続けられない、あるいは家賃やローンの支払いができない、子どもが休校のために食費がかかる等々、市民の皆さまにはそれぞれ様々な形でご苦労されているものと理解しています。そのうえで、公的制度として支給されている老齢基礎年金・障害基礎年金の受給額は、先ほどご答弁したとおり、コロナによって減額されることはなく、ベースとなる収入が安定していることから、64歳以下を支援金の対象と判断したものです。

以上、ご答弁いたします。